令和８年度

11月改訂版

Inclusive City EDOGAWA

ともに、生きる。江戸川区

江戸川区中小企業融資あっせん制度のご案内



融資のご相談・問い合わせ

江戸川区　中小企業相談室

（対応時間：平日9時30分～17時00分）

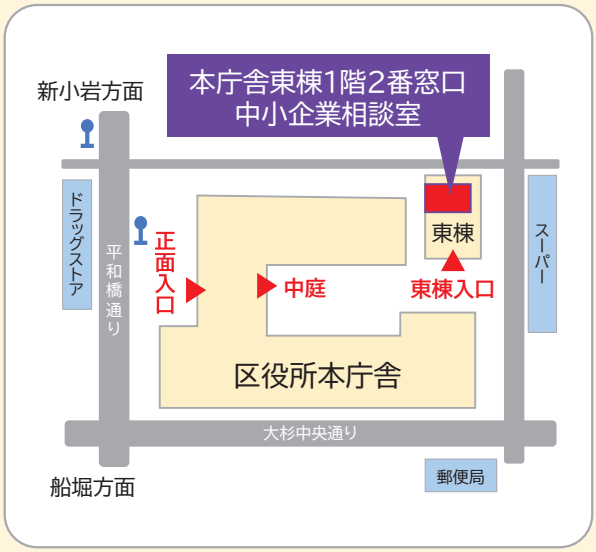
電話 03-5662-2095（融資相談員）

03-5662-0538（融資係）

FAX 03-5662-4896

〒132-8501　江戸川区中央1－4－1

産業経済部　経営支援課　融資係



江戸川区の中小企業あっせん融資制度

本制度は、区内中小企業の皆様が必要な事業資金を低金利で借入れができるよう、区が取扱金融機関に融資のあっせんを行うものです。本制度を利用し融資が実行された場合に、区では利子と信用保証料の補助を行います。区が直接資金を融資するものではありません。

融資対象者の基本要件

	法　人	個　人
(1)	江戸川区内に1年以上本店を有し、引き続き1年以上同一事業を営んでいること。 ただし、区内に本店を移して1年未満でも、区外の期間を含めて通算営業期間が1年以上であれば可。 ※事業所が、バーチャルオフィス契約など登記のみで事業実態がない場合や、スポット利用の場合など、実質的・継続的に事業を行うことができない状態である場合は、基本要件に該当しません。	江戸川区内に1年以上住所を有し、引き続き1年以上同一事業を営んでいること。 ただし、区内に住所がなくても、区内のみに事業所があり、3年以上同一事業を営んでいる場合は可。
(2)	下記①および②を完納していること。 ①法人税・法人事業税 ②法人都民税または法人市長村民税	下記①および②を完納していること。 ①所得税・個人事業税 ②特別区民税または市町村民税
(3)	信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。 ● 信用保証対象外の業種の例 農林・漁業、風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、金融業（一部金融業を除く）、 学校法人、宗教法人、非営利団体（NPO法人を除く）、LLP（有限責任事業組合）等	
(4)	法律に基づく資格及び許認可等を要する業種にあっては、その資格及び許認可を受けていること。 ※区向上、区店舗、区創業は、取得することが確実と見込まれる場合も含む。	
(5)	中小企業者であること。（次表参照）	

〈 中小企業者・小規模企業者の基準 〉

※ 法人は資本金または従業員数のいずれか、個人は従業員数、NPO法人は従業員数が中小企業者の基準に該当していること

業　種	資本金	従業員数	
		中小企業者	小規模企業者
製造業等（建設業・運送業・不動産業等含む）	3億円以下	300人以下	20人以下
ゴム製品製造業 自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業 ならびに工業用ベルト製造業を除く	3億円以下	900人以下	
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
小売業・飲食業	5,000万円以下	50人以下	
サービス業	5,000万円以下	100人以下	
旅行業、ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	20人以下
宿泊業（旅館業を除く）・娯楽業	5,000万円以下	100人以下	
旅館業	5,000万円以下	200人以下	
医業を主たる事業とする法人	－	300人以下	

連帯保証人および担保

■ **連帯保証人**　○法人：代表者保証（社長個人の保証）が必要。ただし「経営者保証ガイドライン」や「事業者選択型経営者保証非提供制度」の適用により不要とする事も可能。
○個人：原則不要。

■ **物的担保**　原則無担保。ただし不動産関連融資など、案件により担保が必要となる場合あり。

資金使途

運転資金の例	商品（不動産を除く）・原材料の仕入れ、買掛金の決済、人件費の支払い、外注費の支払い、広告宣伝費　等
設備資金の例	機械・車両・什器・設備機器等の購入、店舗・工場・賃貸物件の改修・改増築費用、事務所・店舗等の敷金・保証金、ソフトウェアの購入費用　※原則として区内設置のものに限る

※資金使途は直接の事業活動のための資金に限ります。また、支払済みの費用は対象となりません。

［ 車両購入時の注意 ］

一般車両（3・5・7ナンバー相当）は、事業への必要性・妥当性を踏まえた上で、融資額は1台につき400万円が上限です。また、趣味・嗜好性の高い車両や、事業の必要性以上の装備を備えた車両はあっせん対象外です。

利子の補助（利子補給）

あっせん融資を利用した場合、完済まで区が利子の一部を助成します。年2回、1月から6月の返済分を9月に、7月から12月の返済分を翌年3月に助成します。

○ 年2回の申請時に、廃業していた場合や区外転出していた場合など、区内事業者としての要件を欠くときは、助成は受けられません。　※申請時とは、原則8/15、2/15（土日の場合は翌営業日）となります。

○ 一括で繰上償還をした場合は、繰上償還日までの利子が助成の対象となります。

信用保証料の補助

あっせん融資を利用し信用保証協会の保証を受けた融資について、区が信用保証料の全額を補助します。
金融機関から融資実行の報告を受けた翌々月に補助します。

※取扱金融機関が債権保全に必要十分と認める場合、協会保証を利用しないことも可。

○ 繰上償還により信用保証協会から信用保証料の返戻を受けた場合は、返戻分を区へ返還していただきます。
【区借換】の場合、借換元融資の信用保証料返戻金の返還を確認後に補助します。

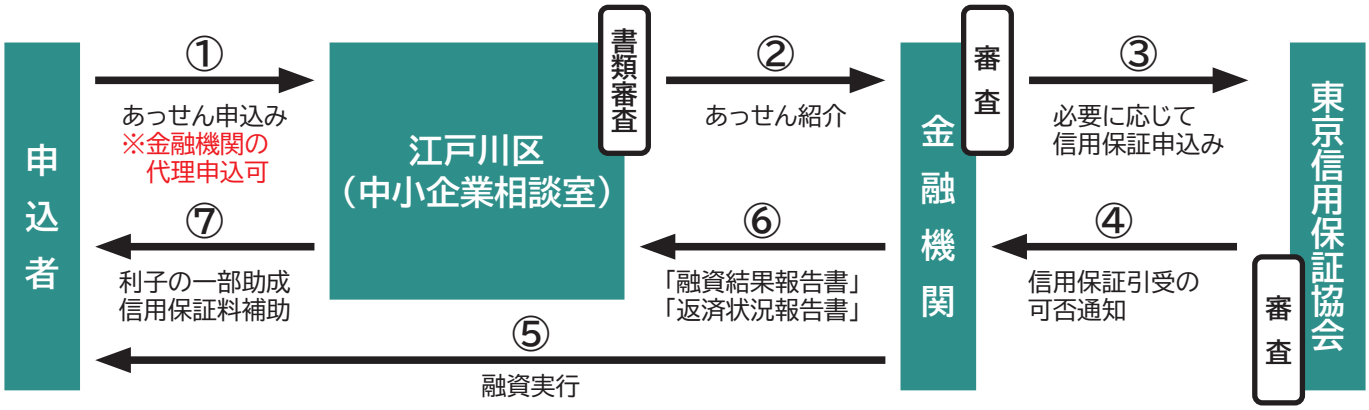
○ 信用保証料の返戻金に未納分のある場合は、他の実行中融資も含め、利子補給等の助成は受けられません。
また、新規の融資あっせんも行いません。

信用保証協会の信用保証とは…

信用保証協会は、中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際に保証人となって企業の信用力を補完し借り入れを容易にすることにより、事業の健全な発展を支援する公的機関です。

個々の保証に際しては、申込企業者の①人的信用、②資金の使途・金額の妥当性、③返済能力等を総合的に判断して保証の諾否や保証金額を決定します。

申込みから利子補給までの流れ



※申込みから融資実行まで早くても1ヶ月程度を要します。また、初めての申込みや創業融資等についてはさらに時間を要します。余裕をもってお申込みください。

中小企業あっせん融資制度一覧 ①

融資資金名（略称）		融資対象者・条件等（※基本要件は2ページに記載）	資金使途	融資限度額	返済期間（うち据置期間※）	利率 貸付	利率 区補助	利率 本人負担	信用保証料
一般融資	中小企業事業資金 マル区	基本要件 (1)～(5) に該当する方	運転	2,500万円	6年以内（据置6か月以内）	2.0％以内（返済期間1年未満 1.7%以内）	0.5％以内（返済期間1年未満 0.2%以内）	1.5％	全額補助
			設備	5,000万円	8年以内（据置6か月以内）				
			運転 設備 併用時	5,000万円（区小口との合算）	8年以内（据置6か月以内）				
	小企業小口資金 区小口	基本要件 (1)～(4) に該当するほか、 (5) 小規模企業者であること。 (6) 既存の信用保証協会の保証付き融資残高との合計で2,000万円以内となること。 ・ 小口零細企業保証制度に該当すること。 ・ NPO法人（医業を主たる事業とする小規模NPO法人は除く）は対象外。	運転	2,000万円 左記(6)の金額内	6年以内（据置6か月以内）				
			設備		8年以内（据置6か月以内）				
借換融資	新 借換支援資金 区借換	借換対象：区のあっせん融資の全制度 基本要件 (1)～(5) に該当するほか、次の①～③のいずれかに該当していること。 ① 最近3ヶ月の売上高の合計が前年同月と比較して5%以上減少していること。 ② 直近（前期）決算の売上高または売上総利益が前々期決算と比較して5%以上減少していること。 ③ 最近1ヵ月の売上高が、最近1ヵ月から前年同月までの期間のうち任意の連続する3ヶ月の売上高の平均と比較して5%以上減少していること。	運転（借換）	変更 5,000万円（うち追加融資は1,000万円まで）	10年以内（据置12か月以内）	2.0％以内	0.5％以内	1.5％	全額補助
特別融資	新 経営安定資金特別融資 経営安定	基本要件 (1)～(5) に該当するほか、次の①～③のいずれかに該当していること。 ① 最近3ヶ月の売上高の合計が前年同月と比較して10%以上減少していること。 ② 直近（前期）決算の売上高または売上総利益が前々期決算と比較して10%以上減少していること。 ③ 最近1ヵ月の売上高が、最近1ヵ月から前年同月までの期間のうち任意の連続する3ヶ月の売上高の平均と比較して10%以上減少していること。	運転・設備	変更 2,000万円	変更 7年以内（据置6か月以内）	2.0％以内	1.5％以内	0.5％	全額補助
	経営向上資金 区向上	基本要件 (1)～(5) に該当するほか、 (6) 経営の向上、改善または社会的課題への取組を目的とする以下の資金であること。 **①製造等設備近代化** 機械設備の新設・更新、工場建築・取得、耐震改修 **②情報技術関連設備等** 情報システム導入、ネット店舗の開設、キャッシュレス化対応 **③店舗開設・改装** 小売業・飲食業・サービス業等の区内店舗の新設、改装、バリアフリー化 **④地球温暖化、節電・停電、公害・アスベスト対策** 業務用の低公害・低燃費車等、節電・省エネルギー設備、自主電源設備等の地球温暖化対策推進設備の導入、環境関連法令への対応・アスベスト対策の経費 **⑤新製品・新技術開発** 新規の設備投資等を要する新製品・新技術の開発と販売準備費用 **⑥事業転換・多角化** 新事業の立ち上げに要する費用 **⑦ワーク・ライフ・バランス推進設備等導入** 事業所内保育施設の設置・改修など、従業員が仕事と家庭生活を両立できる職場環境ならびに男女が共に働きやすい職場の実現のための設備の導入費用及び受動喫煙防止対策のための設備の導入費	運転・設備 ①②③④⑦は原則として設備が対象	8,000万円	9年以内（据置12か月以内）	2.0％以内	1.5％以内	0.5％	全額補助

※ ⑤⑥は申込後、経営診断を行い事業化の可能性を検討します。
また、1年以内に経営指導を行います。

※据置期間とは、融資実行後、元金の返済を据え置き、利息のみを支払うことができる期間です。

中小企業あっせん融資制度一覧 ②

融資資金名（略称）		融資対象者・条件等（※基本要件は2ページに記載）		資金使途	融資限度額	返済期間（うち据置期間※）	利率 貸付	利率 区補助	利率 本人負担	信用保証料
特別融資	DX支援資金（区DX）	基本要件 (1)～(5) に該当するほか、 (6) 江戸川区中小企業DX促進・伴走支援事業によるDX専門アドバイザー派遣を受け、DX導入に関する計画を策定した事業者、または江戸川区デジタル技術活用促進助成金の交付決定を受けた事業者。 (7) DXへの取組を目的とする設備・運転資金であること。		運転・設備	5,000万円	8年以内（据置12か月以内）	2.0%以内	1.5%以内	0.5%	全額補助
	SDGs活動企業支援資金（SDGs）	基本要件 (1)～(5) に該当するほか、次の要件を区が確認した中小企業者。 (6) SDGsの達成に向けた活動を宣言すること。（2030年に向けた経営方針の宣言） (7) SDGsのターゲットを「社会」、「環境」、「ガバナンス」「地域」の4分野で整理した27項目の基準のうち、4つの必須項目を含めた16項目以上に該当し、認定支援機関の確認を受けること。		運転・設備	2,500万円	8年以内（据置12か月以内）	2.0%以内	1.5%以内	0.5%	全額補助
	中小企業団体事業資金（区団体）	基本要件 (1)～(5) に該当するほか、 (6) 区内に主たる事務所または事業所を有する中小企業団体であること。 (7) 会員の3分の2以上が区内に住所または事業所を有すること。 (8) 会員の3分の2以上が信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。 (9) 既借受者は、既借受金を滞りなく返済していること。		運転	5,000万円	6年以内（据置6か月以内）	2.0%以内	1.5%以内	0.5%	全額補助
				設備	8,000万円	8年以内（据置12か月以内）				
	商店街店舗支援資金（区店舗）	【新規出店】 区内商店街等での新規開店に必要な運転・設備資金	基本要件 (2)～(5) に該当するほか、 (6) 区内の空き店舗を賃借して、小売・飲食・サービス等の店舗を営む予定であること。 (7) 引き続き1年以上同一事業を営んでいること。 (8) 賃借予定の区内空き店舗が所在する商店会または商店街振興組合に加入すること。	運転・設備	2,500万円	9年以内（据置12か月以内）	2.0%以内	1.5%以内	0.5%	全額補助
		【設備更新】 区内商店街等の既存店舗設備の新設、更新に必要な設備資金	基本要件 (1)～(5) に該当するほか、 (6) 区内で小売・飲食・サービス等の店舗を営んでいること。 (7) 店舗が所在する商店会または商店街振興組合に引き続き1年以上加入していること。	設備						
	創業支援資金（区創業）	【創業A】 （創業予定の個人）	基本要件 (2)～(5) に該当するほか、 (6) 事業を営んでいない個人であること。 (7) 新たに個人でまたは新たに法人を設立して江戸川区内で創業しようとする具体的な計画を有すること。	運転・設備	2,000万円 必要資金の2/3以内	7年以内（据置12か月以内）	2.0%以内	1.5%以内	0.5%	全額補助
		【創業B】 （創業後3年未満の個人・法人）	基本要件 (2)～(5) に該当するほか、 (6) 事業を営んでいない個人が、個人または法人で創業し、創業した日から3年未満であること。 (7) 法人は江戸川区内に本店及び事業所を、個人は江戸川区内に事業所を有していること。 (8) 創業した日から引き続き同一事業を営んでおり、創業時から代表者に変更がないこと。	運転・設備	2,000万円	7年以内（据置12か月以内）	2.0%以内	1.5%以内	0.5%	全額補助
		【創業C】 （分社化後3年未満の子会社）	基本要件 (2)～(5) に該当するほか、 (6) 分社化により設立された法人であって、設立された日から3年未満であること。 (7) 江戸川区内に本店及び事業所を有していること。 (8) 設立された日から引き続き同一事業を営んでいること。							

※ 区創業は、申込後に経営診断を行い、創業の可能性や創業後の経営状況を審査します。
また、1年以内に経営指導を行います。

※据置期間とは、融資実行後、元金の返済を据え置き、利息のみを支払うことができる期間です。

申請に必要な書類

各融資制度の共通必要書類

			必　要　書　類	備　考（用紙請求先等）
法人・個人共通	①	□	江戸川区中小企業振興事業資金融資申込書［黄色2枚組］	江戸川区中小企業相談室 または あっせん融資取扱金融機関
	②	□	利子補給金申請等委任状［白色2枚組］	
	③	□	信用保証料補助金交付申請書［青色2枚組］	
	④	□	【設備資金の場合】 資金使途を確認する資料（工事・導入設備の見積書等） 【所有物件の修繕・改築の場合】 申請物件の所有者が確認できる資料（不動産登記簿等）	見積書は申込人、見積業者の会社名、氏名が明記されているもの（様式は任意）
法人	⑤	□	履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）	法務局
	⑥	□	印鑑証明書	法務局
	⑦	□	法人税納税証明書〈その1〉または法人事業税納税証明書	税務署または都税事務所
	⑧	□	法人都民税納税証明書（または法人市町村民税納税証明書）	都税事務所（または市町村）
個人	⑨	□	印鑑証明書	区市町村
	⑩	□	所得税納税証明書〈その1〉または個人事業税納税証明書	税務署または都税事務所
	⑪	□	特別区民税納税証明書（または市町村民税納税証明書）	区市町村 ※江戸川区民（住民税を江戸川区に納めている方）は省略可
NPO法人	⑫	□	①～⑧に加えて 前事業年度の事業報告書等（右欄参照） （原則として東京都の受付印のあるもの）	「事業報告書等」とは、特定非営利活動促進法第28条に規定する以下の書類です。 ○事業報告書 ○計算書類（貸借対照表および収支計算書）および財産目録 ○役員名簿 ○従業員のうち10人以上の者の氏名および住所を記載した書面
その他	⑬	□	【法人成り後1年を経過していないが、個人事業と通算すると営業期間が1年を経過する場合】 ・個人事業の廃業届出書 ・法人設立届出書 上記2点を併せて提出してください。事業の継続性が確認できれば期間を通算して取り扱います。	

※上記のほか、審査の過程で資料の提出を求める場合があります。
※各種証明書、添付書類は写しでの提出で差し支えありません。

＜証明書の請求先一覧＞

請　求　先	住　　所	電　　話
東京法務局江戸川出張所	江戸川区中央1-16-2	03-3654-4156
江戸川北税務署	江戸川区平井1-16-11	03-3683-4281
江戸川南税務署	江戸川区清新町2-3-13	03-5658-9311
江戸川都税事務所	江戸川区中央4-24-19	03-3654-2151

各融資制度ごとに個別に必要となる書類

融資制度名		必　要　書　類	備　　考
借換支援資金	□	借換事業計画書（区指定様式）	
	□	売上高、売上総利益等の減少を確認するための資料	決算書、試算表、確定申告書、法人事業概況説明書等
	□	借換同意書（区指定様式）	既存債務の取扱金融機関の同意による他金融機関への借換の場合は提出してください。
経営安定資金 特別融資	□	経営状況説明書・売上高計算書（区指定様式）	
	□	売上高、売上総利益等の減少を確認するための資料	決算書、試算表、確定申告書、法人事業概況説明書等
経営向上資金	□	事業計画書（区指定様式）	
	□	公害・アスベスト対策概要説明書（区指定様式）	【環境関連規制対応・アスベスト対策】を融資目的とする場合提出してください。
	□	節電・省エネルギー効果説明書（区指定様式）	【節電・省エネルギー設備導入】を融資目的とする場合提出してください。
	□	資金使途や事業内容を確認する資料	計画内容の裏付資料（許認可証・現場写真等）
DX支援資金	□	事業計画書（区指定様式）	
SDGs活動企業支援資金	□	SDGs活動宣言書（区指定様式）	
	□	SDGs活動企業に関する評価書（区指定様式）	認定支援機関（金融機関、税理士等）が記入し提出してください。
	□	チェックシート（区指定様式）	
	□	SDGs活動企業確認書（原本）	上記3点の内容を踏まえ、SDGs活動企業の要件に該当する場合、区より交付します。
中小企業団体事業資金	□	共同事業計画書（区指定様式）他	詳しくは区中小企業相談室へお問い合わせください。
商店街店舗支援資金	□	店舗計画書（区指定様式）	
	□	【新規出店の場合】 ①運転資金の資料 ②出店予定店舗の資料	①材料や商品の初回発注予定書、採用計画書、広告費の見積書等 ②見積書、物件チラシ（所在地・面積・間取り図・賃料等の記載のあるもの）
		【設備更新の場合】 1年以上商店会等へ加入していることを証する資料	加盟店証、会費の領収証等
	□	資金使途や事業内容を確認する資料	計画内容の裏付資料（許認可証・現場写真等）
創業支援資金	□	創業計画書（区指定様式）	
	□	事業所所在地確認資料	不動産全部事項証明書・賃貸借契約書等
	□	創業前（未開業）の確認書類	源泉徴収票・直近の確定申告書等 【創業A】の場合提出してください。
	□	創業時から現在までの経営状況を確認できる資料	試算表等 【創業B・C】の場合提出してください。
	□	資金使途や事業内容を確認する資料	計画内容の裏付資料（許認可証・現場写真等）

※上記のほか、審査の過程で資料の提出を求める場合があります。
※区指定様式は区ホームページよりダウンロード可能です。

＜郵送でお申込みいただく場合＞

必要書類に返信用レターパックを同封の上、下記あてに送付してください。

送付先	〒132－8501　江戸川区中小企業相談室　融資担当　　TEL:03-5662-0538

あっせん融資取扱金融機関

金融機関名	支店名	所在地	電　話
朝日信用金庫	中　央	松江3-15-9	3652-1231
	一之江駅	※相談受付：中央支店	
	三　角	船堀7-17-27	3689-0531
	江　東	小松川3-11-1-101	3682-4111
	新小岩	松島3-43-15	3653-5551
	ししぼね	鹿骨3-3-9	3670-4191
	篠崎駅	※相談受付：ししぼね支店	
	小　岩	東小岩5-25-1	3671-5611
	瑞　江	東瑞江3-62-31	3698-2611
	南篠崎	※相談受付：瑞江支店	
	葛　西	西葛西4-1-10	3680-1551
	東葛西	東葛西6-31-7	5696-5811
	なぎさ	※相談受付：東葛西支店	
興産信用金庫	江戸川	西一之江3-1-17	3653-5411
	みずえ	瑞江2-47-6	3676-0511
小松川信用金庫	本　店	平井6-23-23	3617-1201
	平　井	平井4-8-1	3683-0581
	菅原橋	松本1-25-16	3652-3136
	奥　戸	葛飾区奥戸2-41-17	3696-0351
	中平井	平井6-23-23	3617-1201
	鹿　骨	鹿骨3-16-1	3698-1711
	篠　崎	篠崎町6-15-21	3676-5941
城北信用金庫	深　川	江東区門前仲町1-13-9	3641-7151
東栄信用金庫	本　店	葛飾区新小岩1-52-8	3653-3111
	江戸川	一之江7-29-7	3652-4821
	葛　西	東葛西5-45-3	3680-3521
	篠　崎	篠崎町1-30-52	3678-2111
	新　堀	新堀2-16-16	3677-4911
	本一色	本一色3-24-16	5662-2111
東京シティ信用金庫	新小岩	葛飾区東新小岩5-16-13	3697-6181
	京成小岩	北小岩6-6-9	3673-3151
東京東信用金庫	亀　戸	江東区亀戸5-14-2	3683-2161
	江戸川	中央1-2-6	3652-6166
	鎌　田	瑞江4-23-3	3678-7611
	東小岩	東小岩6-18-18	3657-1121
	西小岩	西小岩1-21-11	3650-0111
	鹿　骨	鹿骨1-54-1	3676-4001
	篠　崎	篠崎町4-1-18	3670-4101
	新小岩	本一色1-13-7	3655-2661
	葛西駅前	中葛西5-20-16	3689-3531
	二之江	西瑞江5-10	3687-1261
	船　堀	船堀3-13-13	3686-5711
東京ベイ信用金庫	船　堀	船堀3-7-5	3680-3551
	西葛西	西葛西6-10-11	3675-2211

金融機関名	支店名	所在地	電　話
江東信用組合	江戸川	東小松川4-53-10	3654-8101
青和信用組合	京成小岩	北小岩6-12-6	3650-5111
	細　田	葛飾区細田4-23-19	3672-6161
	新柴又駅前	葛飾区柴又5-1-6	5693-8111
第一勧業信用組合	篠　崎	篠崎町7-21-12	3678-6991
大東京信用組合	新小岩	葛飾区東新小岩5-2-6	3691-9536
中ノ郷信用組合	南小岩	南小岩3-24-8	3673-3711
みずほ銀行	小松川	※相談受付： 法人営業オフィス 千代田区神田錦町2-11	6631-9542
	平　井		
	西葛西		
	小　岩		
三菱UFJ銀行	小　岩	西小岩1-23-14	3658-2151
	新小岩		3658-6982
	亀　戸	墨田区江東橋4-11-1	3634-2491
	小松川	松江1-1-1	3652-7131
	船堀・船堀駅前	船堀2-23-18	5605-7831
	瑞　江		5605-8220
	葛　西	西葛西6-15-1	3686-3211
	西葛西		3680-2101
三井住友銀行	西葛西	※相談受付： 錦糸町法人エリア 墨田区江東橋4-19-4 4F	3635-0202
りそな銀行	江戸川南	一之江6-19-8	3654-3211
	小　岩	南小岩6-31-10	3657-1131
	西葛西	西葛西5-5-1	3686-7511
阿波銀行	江戸川	一之江8-10-4 2F	5662-4060
きらぼし銀行	小　岩	※相談受付： 城東支社 墨田区錦糸3-2-1 8F	3625-0750
	新小岩		
	葛　西		
	船　堀		
群馬銀行	葛　西	西葛西5-2-3 4F	3686-3033
千葉銀行	小　岩	葛飾区新小岩1-53-10 2F	5662-9481
	みずえ	南篠崎町2-10-7	3698-8561
	篠　崎	篠崎町7-27-23	5243-1501
	葛　西	中葛西5-34-13	5675-4021
千葉興業銀行	西葛西	西葛西6-10-6 5F	6808-6416
東和銀行	葛　西	江東区南砂7-4-8	3646-4641
東日本銀行	小松川・平井	平井3-30-2 2F	3682-6661
	新小岩	葛飾区西新小岩4-42-17	3691-8401
	瑞江・江戸川	瑞江2-5-11	3678-6311

令和8年4月現在

セーフティネット保証と認定

セーフティネット保証は、取引先等の倒産や災害、取引金融機関の破綻、全国的な景況の悪化等により経営の安定に支障を生じている中小企業者（特定中小企業者）への資金供給の円滑化を図るために、信用保証協会が一般保証と別枠で保証を行う国の制度です。

主な認定の種類

本制度の利用にあたっては、中小企業信用保険法の規定に基づき、区の認定を受ける必要があります。また、区の認定とは別に金融機関および信用保証協会の審査があります。

○経営安定関連保証（中小企業信用保険法第2条5項）
1号：連鎖倒産防止 2号：取引先企業のリストラ等の事業活動の制限 3号：突発的災害（事故等） 4号：突発的災害（自然災害等） 5号：業況の悪化している業種（全国的） 6号：取引金融機関の破綻 7号：金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整 8号：金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡

※認定各号の指定業種、倒産事業者等は中小企業庁のHPをご確認ください。
※申請書の様式や申請方法については区のHPをご確認ください。

先端設備導入計画の認定

区では、区内中小企業の生産性の高い先端設備等の導入支援を行うため、中小企業等経営強化法第52条に基づく導入促進基本計画を策定し、「先端設備等導入計画」の認定を行っています。

「先端設備等導入計画」の主な要件

労働生産性	年平均3%以上向上すること
対象設備	商品の生産もしくは販売または労務の提供の用に直接供する設備
先端設備等の種類	機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物付属設備、ソフトウェア
対象地域	区内全域
対象業種	全業種
計画期間	3年間、4年間または5年間

認定および計画実行により受けられる支援

区の認定を受けた事業者は、固定資産税の軽減措置や、計画実行のために、区の融資を受ける際、信用保証協会の別枠保証が利用できるようになります。

① 一定要件を満たした新規設備等の導入に係る固定資産税（償却資産）の課税標準が減額になります。
② 民間の金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、別枠保証が利用できます。

※計画書の様式や申請方法については区のHPをご覧ください。
※別枠保証の詳細は東京信用保証協会にお問い合わせください。

中小企業相談室のご案内

窓口での相談

相　談　窓　口	ホームページ	対応日時・電話番号
● 融資相談・セーフティネットの相談 ・運転資金や設備資金等の事業資金全般の金融相談 ・経営安定関連保証（セーフティネット保証）など各種認定申請の受付、交付		月～金曜日　9:30～17:00 TEL:03-5662-2095
● 経営相談 ・販売促進、店舗改装、創業、廃業、転換・多角化、財務相談など、経営上の様々な課題について、中小企業診断士がアドバイス ・毎週木曜日、事業承継の相談窓口		月～金曜日　9:30～17:00 （12:00～13:00除く） TEL:03-5662-2096
● ものづくり相談 ・ものづくりに関する開発・技術相談等についての課題解決のお手伝い ・東京都中小企業振興公社や産業技術研究センターとの連携対応		月～金曜日　9:30～17:00 （12:00～13:00除く） TEL:03-5662-2140
● 受発注あっせん相談 ・発注先・受注先を探している企業に対して適切な取引先を紹介 ・区や振興公社が開催する取引先拡大の商談会・展示会案内		
● 日本政策金融公庫による融資相談 ・政策金融機関である日本政策金融公庫の職員による事業資金融資と事業承継マッチング支援の相談対応　（担当）江東支店　国民生活事業職員		毎月第3木曜日 13:00～17:00 TEL:03-5662-0525

※予約は必須ではありませんが、予約優先で対応いたしますので事前予約をおすすめします

専門相談員を無料で派遣

相　談　窓　口	ホームページ	電　話　番　号
● 専門家派遣 ・課題に応じて、中小企業診断士、税理士、司法書士、行政書士、社会保険労務士ら専門家を、年度内5回まで無料派遣		派遣依頼はホームページからお申込みください ＜制度に関するお問合せ＞ TEL:03-5662-0525
● 起業家支援アドバイザー派遣 ・区内での創業に向けて準備を進めている方を対象に、疑問やお困りごとについて相談できるアドバイザーを無料派遣		

江戸川区以外の金融相談窓口

融資相談窓口	所在地	電話
日本政策金融公庫　江東支店	墨田区江東橋3-7-8　日本生命錦糸町ビル	0570-031092
東京信用保証協会　錦糸町支店	墨田区錦糸1-2-1　アルカセントラルビル4階	03-5608-2011
東京商工会議所　江戸川支部	江戸川区船堀4-1-1　タワーホール船堀3階	03-5674-2911
東京都中小企業振興公社 ワンストップ総合窓口	千代田区神田佐久間町1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎	03-3251-7881
東京都立産業技術研究センター 総合支援窓口	江東区青海2-4-10	03-5530-2140

江戸川区産業経済部 公式X

区の事業者支援や産業振興等に関する情報を発信しています

@edogawa_sangyou

様々なお悩みに関するご相談先

経営の問題以外にも、悩みや不安を抱えて困っているときには、気軽に相談できる窓口があります。